

# 那珂市

# 協働のまちづくり指針(案)

— 那珂市にふさわしい協働のあり方 —



平成 21 年 月

那 珂 市

## 【 目 次 】

<b>第1章 指針の位置づけ</b>	
<b>1・1 指針の位置づけ</b>	… 1
<b>1・2 指針の目的</b>	… 1
<b>第2章 なぜ今協働なのか</b>	
<b>2・1 協働の背景</b>	… 1
<b>2・2 協働の必要性</b>	… 4
<b>第3章 協働のまちづくりとは</b>	
<b>3・1 協働のまちづくりとは</b>	… 4
<b>3・2 協働の範囲（協働にふさわしい事業）</b>	… 4
<b>3・3 協働の形態</b>	… 5
<b>3・4 協働の主体</b>	… 6
<b>第4章 協働のまちづくりの現状と課題</b>	
<b>4・1 市と市民との協働の現状と課題</b>	… 6
<b>4・2 市民活動団体の現状と課題</b>	… 7
<b>4・3 区制度の現状と課題</b>	… 7
<b>第5章 協働における市と市民の役割とメリット</b>	
<b>5・1 協働の担い手の役割</b>	… 8
<b>5・2 協働によるメリット</b>	… 9
<b>第6章 協働のまちづくりにおける基本原則</b>	
<b>6・1 協働のまちづくりを推進するにあたって守るべきルール（原則）</b>	… 9
<b>第7章 協働のまちづくりの基本的な方向</b>	
<b>7・1 協働を進めるための意識づくり</b>	… 10
<b>7・2 情報の共有化の推進</b>	… 11
<b>7・3 市政への市民参加・参画の推進</b>	… 11
<b>7・4 市民の自主的な活動の促進</b>	… 12
<b>7・5 協働を推進する体制の整備</b>	… 12
<b>第8章 市民自治組織のあり方</b>	
<b>8・1 市民自治組織の体系</b>	… 13
<b>8・2 中間自治組織のエリア</b>	… 14
<b>8・3 市民自治組織（3層）の役割</b>	… 15
<b>第9章 市民自治組織、市民活動団体への支援の基本的な考え方</b>	
<b>9・1 支援方針</b>	… 16
<b>9・2 具体的な支援メニュー</b>	… 16
<b>— 付属資料 —</b>	
◇市民活動団体现状一覧	… 22
◇那珂市協働のまちづくり検討委員会設置要綱	… 31
◇那珂市協働のまちづくり検討委員会委員名簿	… 33
◇那珂市協働のまちづくり推進連絡会議設置要綱	… 34
◇那珂市協働のまちづくり推進連絡会議委員名簿	… 35
◇那珂市協働のまちづくり指針策定経過	… 36

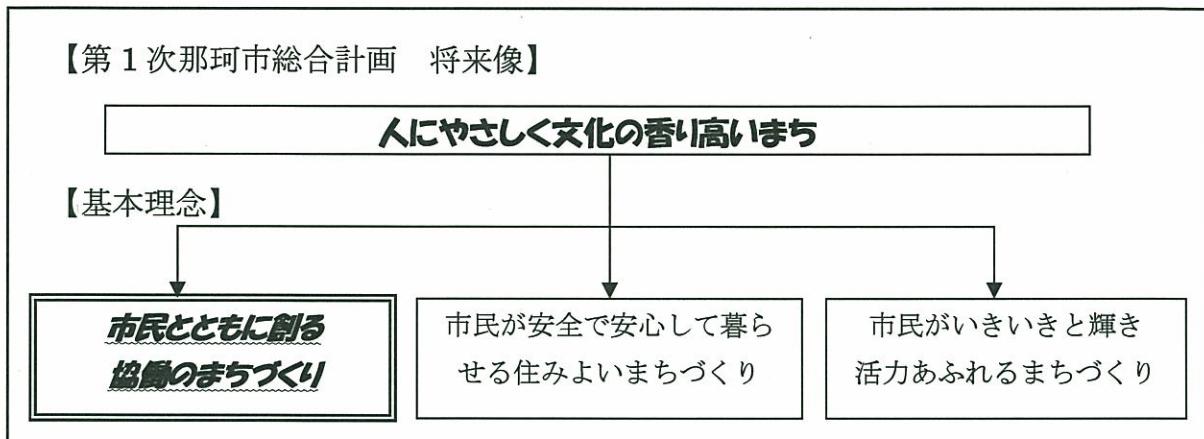
## 第1章 指針の位置づけ

### 1・1 指針の位置づけ

「第1次那珂市総合計画」では、まちづくりの基本理念のひとつとして「市民とともに創る協働のまちづくり」を掲げ、これからのまちづくりは市と市民が一体となって進めていくという方向性を明確に示しています。

これらのことと踏まえ、市の協働の進め方の基本的な考え方を整理した「那珂市協働指針」を作成しました。よって、本指針は、総合計画に基づくまちづくりを推進するにあたって、最も重要な指針となります。

【図 I】



### 1・2 指針の目的

本指針は、市と市民が協働により進めるまちづくりについての基本的な考え方を整理し、市と市民が協働して地域の活性化や課題解決に取り組むにあたつてのガイドラインとして活用を図るために策定するものです。

## 第2章 なぜ今協働なのか

### 2・1 協働の背景

#### ①地域コミュニティ※力の低下

都市化や少子高齢化などにより地域における人と人とのつながりが希薄化し、組合加入率はここ2年間で約1.5%減少しています。

さらに、組合加入者の高齢化などもあり、地域コミュニティが衰退しています。

※ コミュニティ：同じ地域に住み、生活・伝統や習慣などを共有し相互に結びついている共同体

【表 I】地区別組合加入率の推移（各年 5 月 1 日現在、単位：%）

地区名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
神崎地区	77.40	76.04	75.12
額田地区	82.37	81.81	81.13
菅谷地区	65.71	65.05	64.32
五台地区	74.89	74.49	73.59
戸多地区	86.26	85.92	86.24
芳野地区	79.62	79.26	78.67
木崎地区	80.88	80.86	80.13
瓜連地区	87.14	86.05	85.17
市全体	75.11	74.40	73.63

## ②社会構造の変化

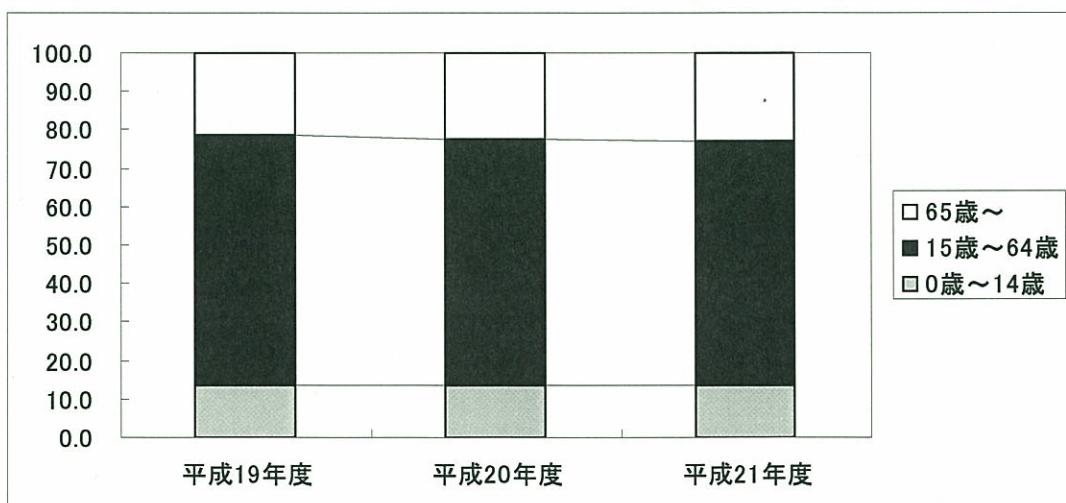
少子高齢化、団塊の世代の大量退職などにより社会構造が大きく変化し、受益と負担のバランスが崩れ、これまでどおりの行政サービスを維持し続けていくことが困難になりつつあります。

本市においても、ここ 2 年間で、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が構成比で 1.3% 減少し、高齢者人口（65 歳以上）は同 1.5% 増加しています。

【表 II】年齢別人口比の推移（住民基本台帳、各年 4 月 1 日現在、単位：人、%）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
0 歳～14 歳	7,655(13.6)	7,612(13.5)	7,535(13.4)
15 歳～64 歳	36,739(65.0)	36,297(64.3)	35,815(63.7)
65 歳～	12,099(21.4)	12,523(22.2)	12,911(22.9)
計	56,493(100.0)	56,432(100.0)	56,261(100.0)

【図 II】



### ③行政を取り巻く環境の変化

市民の生き方、考え方などの多様化が、そのまま行政へのニーズの多様化に結びつき、また、地方分権による事務権限の移譲も進み、行政の役割が拡大しています。その一方で、財政状況は厳しくなっており、公共サービスのすべてを行政中心で行うことが困難になりつつあります。

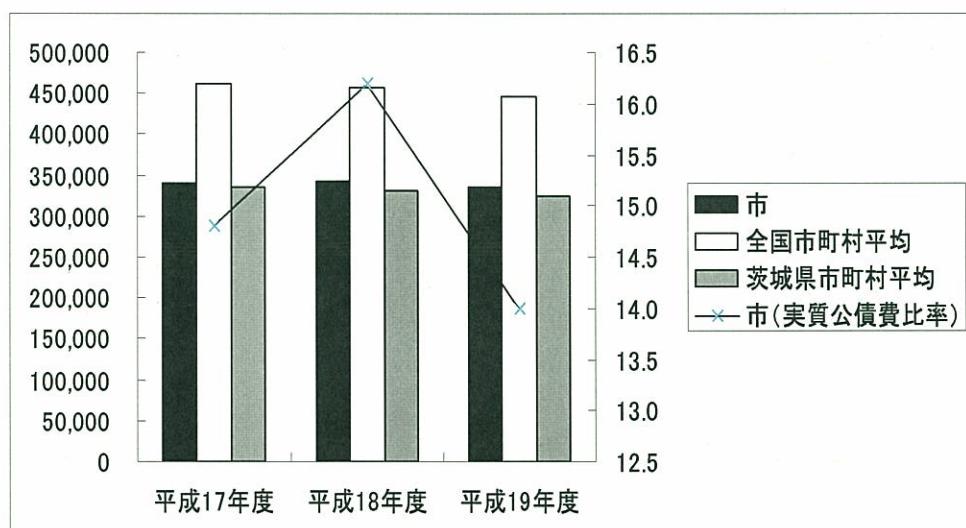
【表III】財政調整基金※残高、経常収支比率※の推移

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
財政調整基金残高（単位：百万円）	919	919	705
経常収支比率（単位：%）	85.0	90.2	94.8

※ 財政調整基金：財源不足時の穴埋め、災害や緊急時に必要な公共事業などに備えるための基金（貯金）。財政調整基金が少ない自治体は、税収などが当初見込みを下回っても、基金を取り崩して歳入へ繰り入れられず、決算上の赤字になりやすい。

※ 経常収支比率：税などの一般財源のうち、人件費や扶助費、公債費などの必要経費が占める割合。比率が高いほど財政運営に余裕がない状態を示す。

【図III】人口1人あたりの起債残高と実質公債費比率※の推移（単位：円、%）



※ 実質公債費比率：市の収入に対する借金返済額の比率を示す財政指標。25%を超えると借金が制限され、35%を越えると財政再生団体となる。

### ④市民意識の変化

自警団活動など、地域でできることは自らが考え行動していこうという活動が広がりつつあります。

【表IV】自警団組織数の推移（生活安全課調べ、各年4月1日現在、単位：団）

	平成19年	平成20年	平成21年
自警団組織数	43	50	56
自主防災組織数	1	4	7

## 2-2 協働の必要性

厳しい経済情勢、少子高齢化、地方分権などにより大きく社会情勢が変化するなか、「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを推進するためには、行政のみでは充分対応しきれないことが想定されます。市民と行政がそれぞれ持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担しながら、ともに汗を流して協働のまちづくりに取り組むことにより、魅力あるまちづくりが可能になります。

# 第3章 協働のまちづくりとは

## 3-1 協働のまちづくりとは

協働とは、市と市民、市民自治組織※、市民活動団体及び事業者が、自己の果たすべき役割と責任を自覚し、また、それぞれの立場及び特性を認め合う上で、相互の信頼関係に基づき、地域の課題解決に対等の関係で連携協力して取り組むことをいいます。

つまり、協働のまちづくりとは、市と市民が、地域や市の課題解決にともに力を合わせて取り組むことをいいます。

※ 市民自治組織：連帯感や共同意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らの意思により、地域の発展や課題解決について考え方行動する、多様な組織をいいます。（本指針6ページ3-4②参照）

市では、この市民自治組織を本指針第8章のとおり3つの層による構成とし、その3つの層の総称を「市民自治組織」と呼んでいます。

## 3-2 協働の範囲（協働にふさわしい事業）

市民が関わる事業や活動は次の3つに分類することができます。

### ①市民が自主的・自立的に活動する領域（図IV-ア）

事業活動（営利活動）、宗教・政治活動、趣味の活動など。

### ②市が執行者として、責任をもって行う領域（図IV-オ）

税の賦課・徴収、生活保護、消防業務など。

### ③市と市民がお互いの特性を活かし、協力しながら取り組む領域 (図IV-イ～エ)

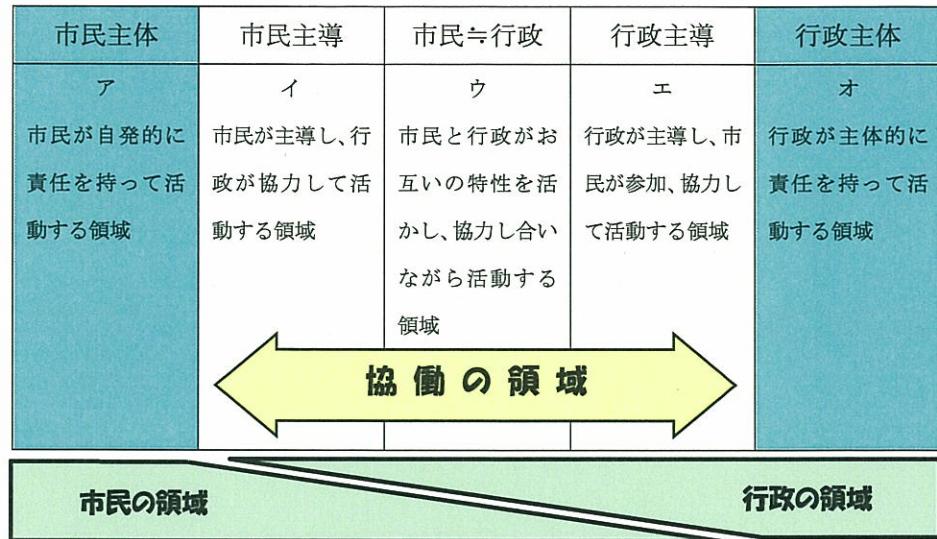
環境美化、地域防犯など始めとした、①・②以外の領域。

③に分類される事業や活動が協働の領域となり、そのなかでも、下記に該当する項目が多い事業や活動については、協働により事業や活動を実施することで、市民にとってより成果が期待できるといえます。

- ・多くの市民が参加し、市民が主体的となって取り組める事業や活動
- ・市民の参加により、きめ細かく柔軟なサービスが提供できる事業や活動
- ・地域の実情に配慮して推進することが可能な事業や活動
- ・市民の持つ専門的な知識が活用できる事業や活動

- ・社会的課題や市民ニーズに対応しなければならない先駆的な事業や活動
- ・市が実施するよりも市民の機動性を発揮できる事業や活動

【図IV】



### 3-3 協働の形態

市と市民が協働により事業を行う場合、様々な形態があります。実際に協働するにあたっては、それぞれの事業内容に応じて、最も効果的な形態で実施することが重要です。

【表V】

形態	内 容	効 果	図IV
委 託	行政の責任で行うべき事業や活動を、他の主体に託して行う	行政に足りない専門性・先駆性が発揮され、行政が直接実施するよりもきめ細かいサービスの提供が可能になる	ウ エ
補 助	他の主体が主体的に行う事業や活動に対し、財政的支援を行う	事業の実施主体の自主性、自立性を尊重しながら、先駆的な取り組みの拡大や創生期の基盤安定につなげることができる（ただし、同一団体への長期間の補助は行政への依存を高め自立を阻害する危険性があるため注意する必要がある）	イ ウ
共 催	他の主体と行政がともに主催者となって事業や活動を行う	それぞれの組織が知恵と労力を出し合い、互いのネットワークも活かすことや、事業展開により広がりが期待できる	イ ウ エ
後 援	他の主体が主体的に行う事業や活動に対し、公益性を認め行政の名義の使用を認める	事業や活動に対する理解や関心、社会的価値を増すことが期待できる	イ ウ

事 業 協 力	他の主体と行政が協定書を締結し、一定期間継続的に協力して事業や活動を行う（アドプト制度）	他の主体と行政の役割分担が明確にでき、事業や活動のスムーズな執行が可能になる	イ ウ エ
市政への参加 ・参画	市が行う各種計画等の策定、事業実施、行政評価などへ参加・参画し、意見や提案をしてもらう	市民の生の声を聞き、市民視点での各種計画策定、事業実施などが可能になる	イ ウ エ オ

### 3-4 協働の主体

市が協働のまちづくりを推進する主なパートナーは、次のとおりです。

①市民

市内に居住し、勤務し、又は通学する個人をいいます。

②市民自治組織

連帯感や共同意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らの意思により、地域の発展や課題解決について考え方行動する、多様な組織をいいます。

③市民活動団体

市民の自発的な意思に基づき、自らの生活向上や地域活性化を目的とした継続性の見込める活動を行っている団体をいいます。

④事業者

市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人をいいます。

## 第4章 協働のまちづくりの現状と課題

### 4-1 市と市民との協働の現状と課題

＜現状＞

これまでの市の組織体制においては、協働のまちづくりを総合的に所管する部署はありませんでした。平成20年度を初年度とする「第1次那珂市総合計画」に基づき、まちづくりの基本理念のひとつ「市民とともに創る協働のまちづくり」実現に向け、平成20年4月に、協働のまちづくりの総合窓口として、市民生活部市民活動課が新たに設置されました。

また、現在市が行っている多くの事務事業のなかには、協働により実施しているものも既にあります。一番活発な分野は、防犯活動です。「那珂市安心で安全なまちづくり事業補助金交付要綱」により設立支援を行っていることから、「区」を基本区域として、多くの自警団が組織され、防犯パトロールなどの活動に取り組んでいます。その他には、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会による駅舎管理、額田城跡保存会による城跡周辺の環境美化事業などの特徴的な取り組みもあります。

また、市との協働のパートナーとしては、「区又は地域」と市民活動団体が

全体の6割以上を占めており、一部社会福祉協議会などの公益法人との協働により実施している事業もあります。

#### <課題>

これらの協働事業は、府内の各課がそれぞれの判断により行っているのが現状であり、今後は、本指針に基づき、統一された考え方により協働のまちづくりを推進し、さらにその範囲を拡大していくことが必要です。

そのためには、市職員の協働に対する共通理解と、意識改革が必要です。

### 4・2 市民活動団体の現状と課題

#### <現状>

市民活動団体の現状については、府内の各課がそれぞれの考え方で把握していました。そこで、市民活動の定義を設定し、現状調査を行いました。

その結果、団体数は149で、分野別に主なものを見てみると、地域安全が60、保健・医療・福祉が29団体となっています。(付属資料「市民活動団体现状一覧」参照)

#### <課題>

市民活動団体の活動を継続していくにあたっての課題を整理すると、次のとおりです。

- ・人材や資金などの活動資源の確保が困難になりつつある。
- ・参加者の固定化や活動の硬直化が進んでいる。
- ・リーダーとなる人材が不足していることから、一部の人に負担が集中している。
- ・市民活動団体と市や市民とのコミュニケーションが不足している。
- ・市民活動の活躍の場や活動機会の確保が困難になりつつある。

### 4・3 区制度の現状と課題

#### <現状>

現在の「区制度」は、市長が委嘱した非常勤特別職公務員である区長・副区長・組合長を主な役員として運営される、市の機関の一部といえます。

#### 一区長・副区長—

市が設置した71の区ごとに市長が委嘱する。

区を代表して、行政との事務連絡を掌り、行政施策の普及振興に協力し、住民福祉の増進に努める。(那珂市区長及び組合長の設置に関する規則)

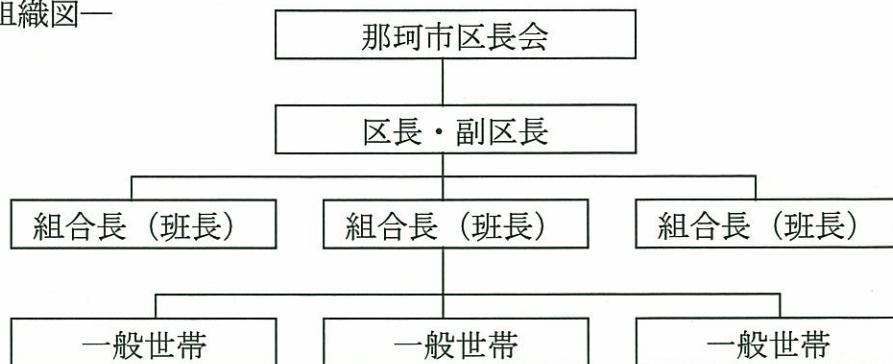
#### 一組合長—

組合ごとに市長が委嘱する。現在約960の組合がある。

区長の指示を受け、組合内の事務連絡を掌る。具体的には広報などの文書を組合員に配布する。(那珂市区長及び組合長の設置に関する規則)

【図V】

—組織図—



<課題>

区加入率の低下、区加入者や運営従事者の高齢化、区運営従事者の固定化や担い手不足、人口の減少などの問題を抱えており、それらの要因から、人と人のつながりが希薄化し、地域コミュニティ力の低下が懸念されています。

## 第5章 協働における市と市民の役割とメリット

### 5.1 協働の担い手の役割

#### ①市の役割

- ・本指針に則り、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。
- ・政策を形成するにあたって、市民の意見を広く反映させるため、市民参画の機会の確保に努めます。
- ・公平かつ効率的に職務を執行するとともに、市民、市民自治組織、市民活動団体及び事業者と連携を強化し、協働のまちづくりを推進します。

#### ②市民の役割

- ・自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、行動するなど、まちづくりに進んで参加・参画するよう努めます。
- ・市民自治組織に積極的に参加・参画し、これを守り育てるよう努めます。
- ・市民活動に関する理解を深め、その活動に参加・参画し、又は協力するよう努めます。

#### ③市民自治組織の役割

- ・地域内の市民の参加・参画により、地域内の情報を収集・発信し、相互扶助の精神により地域の発展と課題解決に努めます。

#### ④市民活動団体の役割

- ・適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動を広く市民に理解されるよう努めます。
- ・まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解と協力に努めます。

#### ⑤事業者の役割

- ・地域社会の一員として、また、まちづくりの主体としての役割を認識し、

協働のまちづくりへの理解と協力に努めます。

#### ⑥議会の役割

- ・協働のまちづくりの重要性を認識し、市民の信託に応えるため、市政運営が市民の意思を適切に反映し行われるよう、調査及び監視します。

### 5・2 協働によるメリット

#### ①市民や市民自治組織にとってのメリット

- ・行政が直接提供するサービスは、主に公平性の観点から、全市一律の基準によらねばならないことが多いため、地域ならではの課題や、活かしたい特性への対応が出来なかつたり、時間を要したり、予算が不充分だったりすることが考えられます。

そこで、地域コミュニティの自主運営体制を強化し、地域住民自らの創意工夫による活動が促進されることにより、効果的に地域課題を解決することが可能になります。

- ・地域住民自らの創意工夫による活動により、地域の課題が解決されたなどの事例に触れたり、知る機会が増えることにより、地域住民の地域への関心や問題意識が高まり、まちづくりへの参加意識も高まります。
- ・地域における活動に多くの市民参加が図れることにより、地域住民同士の結びつきも強くなり、住みやすい地域づくりが可能になります。

#### ②市民活動団体にとってのメリット

- ・各団体が実施している事業を拡充したいような場合に、市民自治組織との連携、協力が期待できます。
- ・市民自治組織に参加することにより、団体が独自で活動しているのみでなく、地域における社会貢献にも理解があると地域住民に認識され、団体が行っている個々の活動への理解や、会員の拡大といった効果も期待できます。

#### ③市にとってのメリット

- ・協働のまちづくりの範囲を拡大することにより、地域の特性や多様化した住民ニーズに対応した事業を推進することができ、事業実施に伴う効果や成果が向上することが期待できます。
- ・現在市が直接、又は、民間委託などにより実施している事業を、市民自治組織や市民活動団体などとの協働による実施へと見直しを図ることができれば、経費の節減に結びつくものもあることが想定されます。
- ・協働のまちづくりの推進が間接的には市の役割軽減に結びつき、その結果、市職員数の削減が可能となり、市の組織のスリム化が図られます。

## 第6章 協働のまちづくりにおける基本原則

### 6・1 協働のまちづくりを推進するにあたって守るべきルール（原則）

#### ①対等の関係

市と市民自治組織や市民活動団体などは(以下「協働する双方」という。)、お互いにまちづくりのパートナーであるという認識を持ち、対等の関係であることが重要です。

#### ②目標（目的）の共有

協働のまちづくりの目標（目的）が何であるかを、協働する双方が共通理解していることが大切です。また、市や地域が抱えている課題についても相互に確認しておく必要があります。

#### ③自主性・主体性の尊重

協働する双方が、お互いの価値観や行動原理の違いを理解したうえで信頼関係を築き、それぞれの自主性・主体性を尊重することが重要です。

#### ④情報の共有

協働する双方は、持っている情報をお互いに提供し合い、必要な情報を必要な時に入手できることが重要です。また、市は、事業の企画・立案・実施・評価など、様々な過程において積極的に情報を公開し、透明性を確保する必要があります。

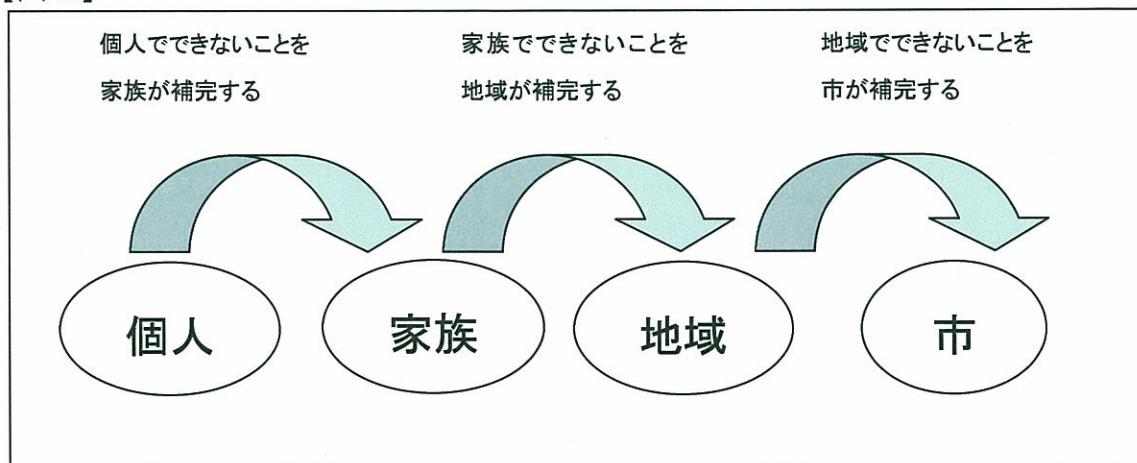
#### ⑤評価の実施

協働により事業を実施した後には、協働する双方の関わり方も含めて、当該事業の成果（結果）を検証し、次に行う協働事業の推進に活かさなければなりません。

#### ⑥補完性の原理

市と市民の関係は、これまでの「市民は市から公共サービスを受ける側」という考え方から、「地域でできることは、地域で自らが行う」という考え方を変え、図VIに示す補完性の原理を基本とします。

【図VI】



## 第7章 協働のまちづくりの基本的な方向

### 7-1 協働を進めるための意識づくり

市民一人ひとりが地域の課題について問題意識を持ち、まず自らができることは何かを考え行動するという意識を高めることが必要です。

#### ①市民意識の醸成

まちづくりに関する研修を実施するなど、市民がまちづくりへの参加のきっかけとなる学習機会を提供します。

また、市民自治組織や市民活動団体の活動を支援し、それらの活動への市民参加の拡大へと結びつけます。

#### ②人材の育成と確保

まちづくりリーダー養成講座を実施するなどし、地域における市民活動のリーダーとなる人材の育成を図る機会を提供するとともに、市民自治組織との連携により、地域に眠っている人材を掘り起こし、その情報を集約します。

#### ③市職員の意識改革

市職員一人ひとりが、協働のまちづくりの必要性や重要性を理解するためのカリキュラムを職員研修に取り入れ、市職員の意識改革に努めます。

### 7-2 情報の共有化の推進

協働のまちづくりを推進するためには、協働する双方が持っている情報を提供し合い、一括して管理し、市民がいつでも簡単に手に入れることができる体制を整えることが重要です。

#### ①情報の集約、一括管理

市民活動団体や市民自治組織などの活動を支援する上で必要な情報を収集し、一括して管理します。

#### ②情報ネットワークシステムの構築

様々な媒体を活用し情報を発信する情報センター機能を整備し、効果的に情報を提供していきます。

#### ③まちづくり出前講座の充実

市の行っている事業内容や今後の事業計画などを市民の皆さんに広く知っていただくために、希望するテーマに応じて市職員を講師として派遣する「那珂市まちづくり出前講座」について、そのメニューを見直すなどし、内容の充実を図ります。

### 7-3 市政への市民参加・参画の推進

協働のまちづくりを推進するためには、市民の声を市政に反映する施策を講じることにより、相互の信頼関係を築かなければなりません。

#### ①市の各種委員会や企画への参画

市は、政策を形成するにあたって、市民の意見を広く反映させるため、市民参画の機会の確保に努めます。

#### ②市民協働の事業づくり

市は、行政主導で行っている各種事業の中から、協働により実施が可能な事業を洗い出し、事業の実施手段の転換を積極的に図るとともに、提案型補助制度などを確立し、市民活動団体や市民自治組織などからの事業の提案を促進します。

#### ③パブリックコメントの実施

市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対するご意見などを募集し、寄せられたご意見などを考慮しながら最終案を決定するパブリックコメントを実施します。

この制度により、政策等の形成の過程における公正の確保と透明性の向上を図ります。

#### 7・4 市民の自主的な活動の促進

##### ①市民自治組織の組織化

市の下部組織としての位置づけである現在の区制度を、地域のことは自らが考え方行動する「自治」の精神に基づき、多くの地域住民の参加により自主的に組織する自治組織制度へと移行します。

移行に際しては、本指針第5章5・2①における「市民や市民自治組織にとってのメリット」を効果的に享受できる組織体制とします。

また、自治会との連絡調整や、広域的課題の解決に取り組むため、小学校区を基本に中間自治組織を立ち上げます。中間自治組織は、自治会ばかりでなく、多くの市民や各種団体、事業所などの参加が可能な組織とします。

##### ②財政的支援制度の確立

市民自治組織と市民活動団体による協働の取り組みを総合的に支援する、新たな財政的支援制度を確立します。

##### ③拠点施設の整備・確保

市民自治組織と市民活動団体による協働の取り組みを、総合的に支援する市民活動支援センターを整備します。

また、市民自治組織の活動拠点となる施設については、その整備又は確保に努めます。

#### 7・5 協働を推進する体制の整備

##### ①協働のまちづくり基本条例の制定

市と市民が、それぞれ社会に果たすべき役割を認識しながら、協働してまちづくりに取り組み、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するため、『協働のまちづくり推進基本条例』を制定します。

この条例は、総合計画に基づく市のまちづくりにおける最上位条例として位置づけます。

##### ②市民活動団体の登録制度とネットワークづくり

市が協働のまちづくりを推進する担い手としての市民活動団体を明確にするために、登録制度を設けます。

登録された市民活動団体が情報交換や交流を図り、団体間の連携協力や個々の団体の活動拡大などに結びつくネットワークづくりも推進します。

##### ③市職員による自治活動支援

市と市民との協働のまちづくりを推進するために、地域担当職員制度を導入します。

#### ④協働のまちづくり推進委員会の設置

本指針に基づいた施策や事業運営が行われているかを検証するために、『協働のまちづくり推進委員会』を設置します。

この『協働のまちづくり推進委員会』には、外部からの委員を積極的に登用します。

#### ⑤目標設定と評価及び評価結果の公表

市が行っている業務全般につきましては、「施策」及び「事務事業」という単位でそれぞれ評価し、その結果を市のホームページなどで公表しています。

協働のまちづくりの推進状況につきましても、総合計画第1章「市民との協働のまちづくり」における、「市民との協働によるまちづくりを推進する」という施策において目標を設定し、評価し、その結果を公表します。

#### ⑥協働のまちづくりの円滑な推進

区制度から自治組織制度へと移行するにあたって、その作業をスムーズに進めるためのガイドブックを作成します。

また、市と市民自治組織、市民活動団体による協働の取り組みをマニュアル化したガイドブックも作成します。

## 第8章 市民自治組織のあり方

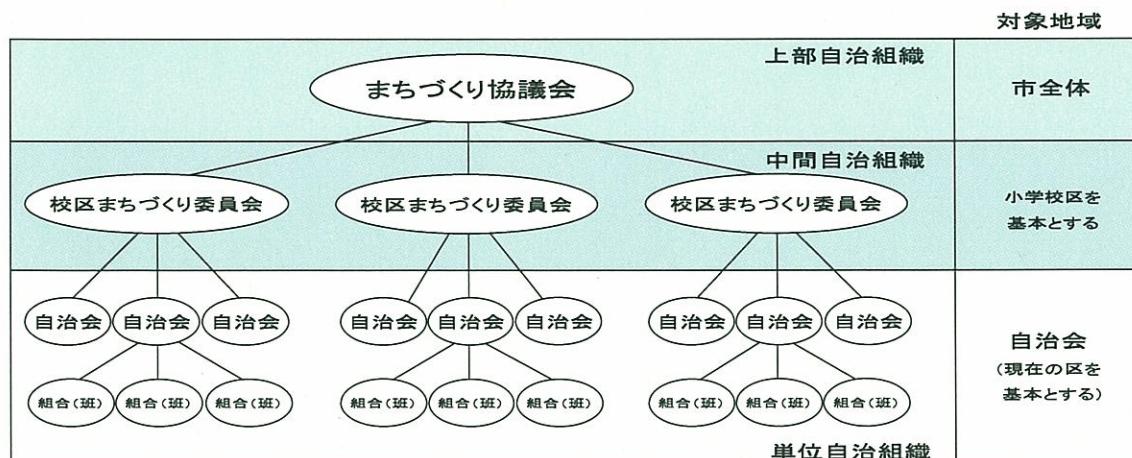
### 8-1 市民自治組織の体系

市が目指していく市民自治組織は、単位自治組織（現在の区を基本として見直し）、中間自治組織（小学校区を基本として新たに位置づけ）、上部自治組織（市全域）の3つの層による構成とします。

また、中間自治組織は、小学校区内の自治会ばかりでなく、民生委員・児童委員、自主防災・防犯組織、体育協会や社会福祉協議会の支部組織、その他多くの市民活動団体や事業者などを、対等の関係でネットワーク化した組織体制を目指していきます。

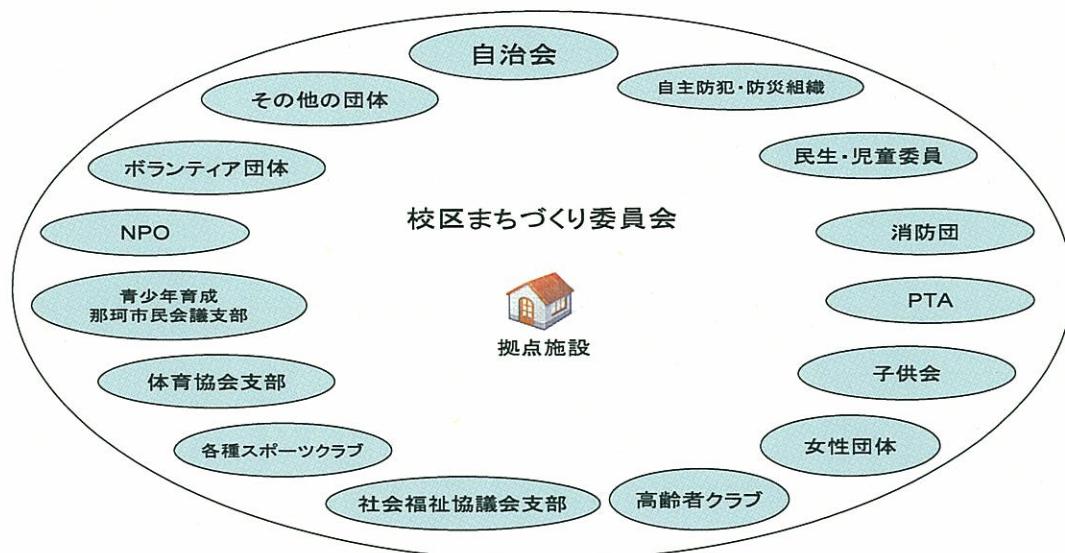
【図VII】

—市民自治組織の体系（イメージ図）—



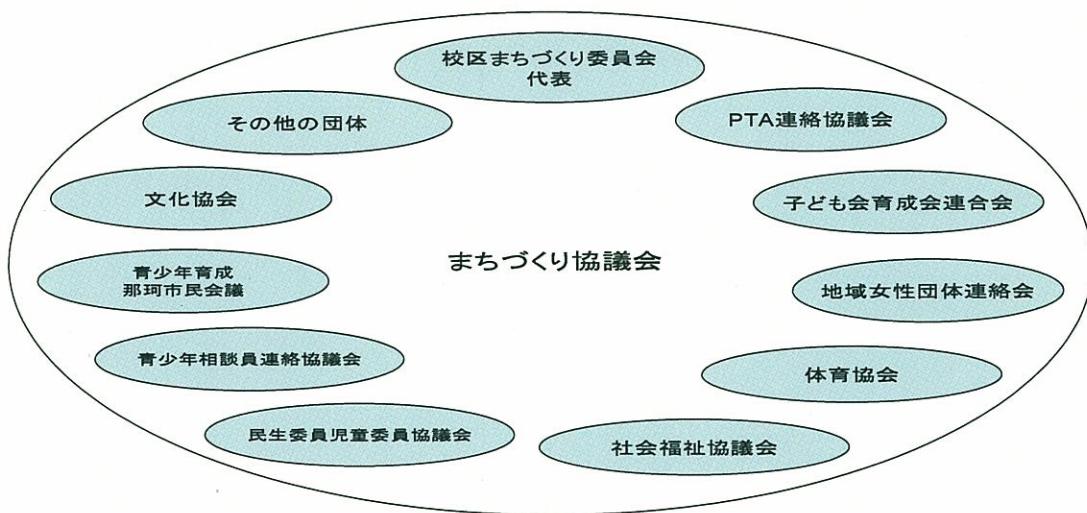
【図VIII】

一中間自治組織のイメージ図—



【図IX】

一上部自治組織のイメージ図—



## 8-2 中間自治組織のエリア

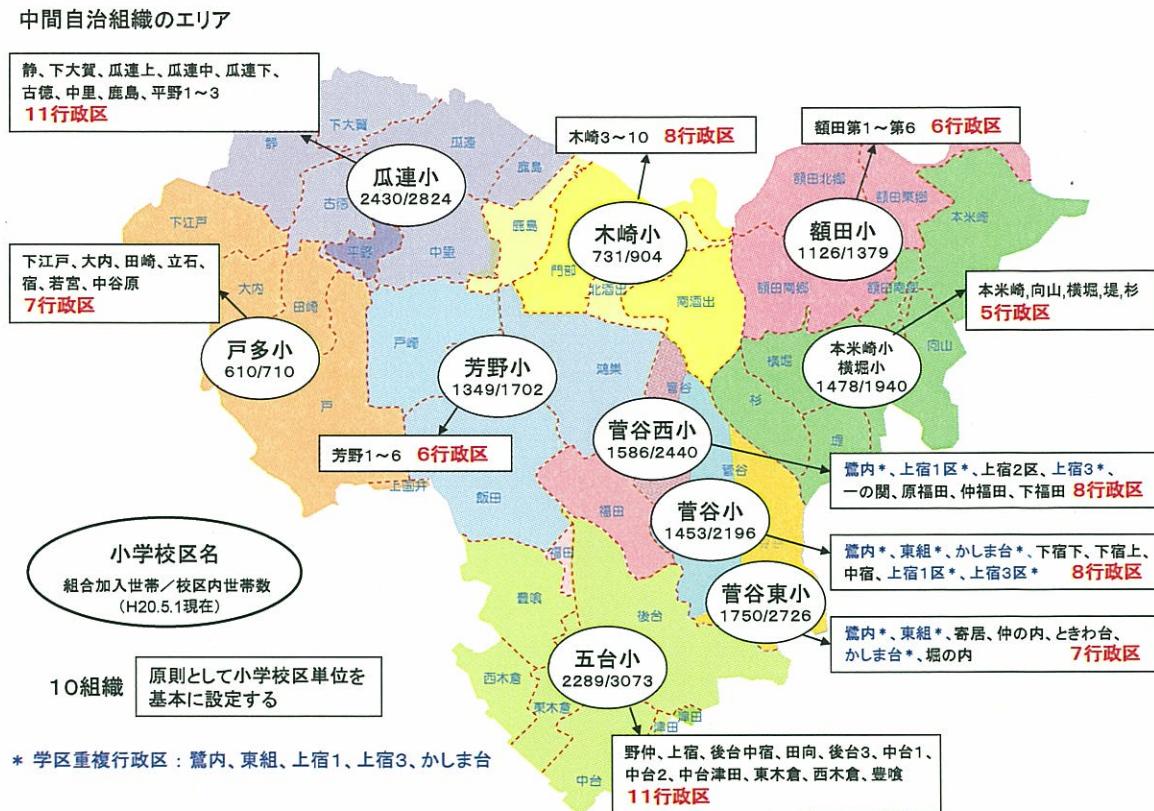
中間自治組織は、小学校区を基本として設定することとします。その主な理由は次のとおりです。

- ・市との協働の担い手として、主体的に活動を実施することが可能な規模であること。
- ・少子高齢化や人口減少などにより、自治会では解決できない課題などの増加が想定されること。
- ・PTA活動などを通して、親子2世代の交流があり、子どもや若者を巻き込んだ活動が期待できること。

- ・小学校が、地域の各世代を結ぶよりどころとなっていること。

ただし、現在の神崎地区につきましては、これまでの活動経緯や、世帯数などにより、今までどおり2つの小学校区を1つとして校区まちづくり委員会を設置するものとします。

### 【図X】



### 8-3 市民自治組織（3層）の役割

#### ①単位自治組織の役割

- ア 市民の最も身近な地域コミュニティである組合（班）という単位を通して、日常的な交流や支え合いに結びつく活動を行います。
- イ 地域の様々な情報の回覧や市の広報紙の配布など、情報の伝達・周知機能を担います。
- ウ 高齢者の生きがいづくりや見守り活動など、福祉的な機能を担います。
- エ 防災・防犯や環境美化など、地域の日常的な課題解決に取り組みます。
- オ 自治会内の行政要望等の取りまとめ及び行政との連絡調整機能を担います。

#### ②中間自治組織の役割

- ア 区域内の自治会、特定の地域を活動域としている市民活動団体、事業所などとの交流や情報交換機能を担います。
- イ 区域内におけるまちづくりの共通目標を設定します。

- ウ 区域内に共通の課題解決に取り組みます。
- エ 区域内の個々の自治会だけでは解決が難しい課題解決に取り組みます。
- オ 区域内の行政要望等の取りまとめ及び行政との連絡調整機能を担います。

### ③上部自治組織の役割

- ア 中間自治組織間の交流や情報交換機能を担います。
- イ 中間自治組織と市内全域を活動域としている市民活動団体との交流や情報交換機能を担います。
- ウ 中間自治組織と市内全域を活動域としている市民活動団体との連携や連絡調整機能を担います。
- エ 住みよい魅力あるまちづくりに寄与する協働事業の企画立案を行います。
- オ 市のまちづくり施策の充実を図るための施策提言を行います。

## 第9章 市民自治組織、市民活動団体への支援の基本的な考え方

### 9-1 支援方針

協働のまちづくりへの取り組みが円滑に進められるよう、支援方針を次のとおり掲げ、各種支援策を行っていくこととします。

#### ①「対等性」

協働において、市と市民、市民自治組織、市民活動団体、事業者は、それぞれが相互のパートナーであることを認識し、対等関係にあること。

#### ②「共有性」

目的や使命の異なる活動を行うパートナー同士が、協働関係を成立させるために、意見交換、情報の共有などを通して相互理解を深め、課題認識や達成目標が共有できること。

#### ③「自主性」

市は、地域課題に対し柔軟な対応ができる市民、市民自治組織、市民活動団体の特性である自主性・自発性を尊重すること。

#### ④「自立化」

市は、市民自治組織、市民活動団体が自立して事業を展開できるよう、また新たな活動が生まれ育つ環境が整備できるような支援を行うこと。

#### ⑤「透明性」

協働のまちづくりを推進するにあたって、市が持っている様々な情報の共有、公開に努めること。

### 9-2 具体的な支援メニュー

#### ①活動拠点の整備・提供

中間自治組織及び市民活動団体が活動拠点とする施設を整備又は確保します。

また、自治会の活動拠点（自治活動施設）につきましては、その整備費や修繕費、維持管理費の一部を支援します。

【表VI】

支援メニュー	支援対象	支 援 内 容
活動拠点の整備・提供	中間自治組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公共施設や市内空き店舗などを利活用し、拠点施設を確保します。</li> <li>・拠点施設に、委員会の運営や活動に必要となる机、椅子、パソコンなどの備品や事務機器などを配置します。</li> </ul>
	自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域での拠点となる自治活動施設の新築、増改築・補修などの経費の一部を支援します。</li> <li>・施設の維持管理にかかる経費の一部を支援します。</li> </ul>
	市民活動団体 市民自治組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公共施設などを利活用し、市民活動団体の活動拠点として市民活動支援センターを確保します。</li> <li>・市民活動支援センターには、情報の収集・提供機能、相談機能など、自治活動・市民活動を総合的に支援する機能を備えます。</li> </ul>

## ②活動情報の提供

自治活動・市民活動を支援する上で必要な、助成制度を始めとする様々な情報を収集し提供します。

【表VII】

支援メニュー	支援対象	支 援 内 容
情報の収集と提供	市民自治組織 市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治活動・市民活動を支援する上で必要な、助成制度を始めとする様々な情報を収集し提供する機能を、市民活動支援センターに備えます。</li> </ul>

### ③人材の育成・確保

自治活動・市民活動の促進を図るため、活動参加へのきっかけづくりや指導者育成にかかる各種事業を行うとともに、市民自治組織や市民活動団体の様々な相談に応じる体制を確立します。

【表VIII】

支援メニュー	支援対象	支 援 内 容
人材の育成・確保	市民自治組織 市民活動団体	・自治活動・市民活動の促進を図るため、活動参加へのきっかけづくりや指導者育成にかかる研修会や各種講座・教室を開催します。 ・市民活動及び自治活動への相談・指導体制を整えます。

### ④助成制度の充実

これまで市の各部署から支出していた各地域への補助金・交付金を可能な限り整理統合し、まちづくり一括交付金（以下「新交付金」という。）を創設し、市民自治組織の運営及び活動を支援します。

また、市民自治組織及び市民活動団体の創意工夫により、地域の課題解決に結びつく公益性の高い事業提案を促進するため、市民活動支援事業補助金を創設し、市民自治組織及び市民活動団体の活動を支援します。運用にあたっては、適正な採択及び評価基準の設定と採択及び評価の過程や結果の透明性を確保します。

#### [財政的支援の考え方]

・財政的支援については、現在の正副区長報酬、地方振興交付金、区長会補助金、分館長・派遣主事報酬、その他各課から交付されていて、新交付金に統合可能な補助金などの総額を算定基礎として制度設計を行います。

・算定基礎額を、次に掲げる協働のまちづくりに対する様々な支援メニューに効果的に配分するよう努めます。

- (1) 市民活動支援センターや中間自治組織の拠点施設の維持管理費
- (2) 自治会や中間自治組織など市民自治組織への新交付金
- (3) 市民活動支援事業補助金
- (4) 市民活動保険制度（保険料）
- (5) 文書配達委託料

【表IX】

支援メニュー	支援対象	支 援 内 容
まちづくり一括交付金	中間自治組織 自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事務費及び実施する様々な活動を支援します。</li> </ul> <p>*現在の活動例：</p> <p>市民運動会、各種講座・教室、敬老会、花いっぱい運動など</p>
市民活動支援事業補助金 (提案型)	中間自治組織 自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事務費及び実施する様々な活動を支援します。</li> </ul> <p>*現在の活動例：</p> <p>一斉清掃、敬老会、花いっぱい運動、防犯灯・集会施設の維持管理など</p> <p>*今後想定される例：</p> <p>廃棄物不法投棄監視、自主防災、防犯組織運営費など</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題解決に向けて、環境・美化、保健・福祉、芸術・文化・スポーツなど様々な分野を対象として提案される新たな取り組みを支援します。</li> </ul> <p>*取り組み例：</p> <p>市道の里親活動※、配食サービス、乳幼児の一時預かり、健康づくり事業、地域福祉サービス、コミュニティビジネスの起業、地域活性化につながる各種イベント開催など</p> <p>※ 市道の里親活動：市道の一定の区域（区間）の里親に地域や団体がなり、ごみ拾いや草刈などを年間を通して実施し管理してもらう活動</p>
	市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題解決に向けて、環境・美化、保健・福祉、芸術・文化・スポーツなど様々な分野を対象として提案される新たな取り組みを支援します。</li> </ul> <p>*取り組み例：</p> <p>市道の里親活動、配食サービス、乳幼児の一時預かり、健康づくり事業、地域福祉サービス、地域活性化につながる各種イベント開催など</p>

市民活動支援事業補助金 (設立準備支援)	市民活動団体	・これから市民活動に取り組もうとする団体や、すでに活動に取り組んではいるが団体としての基盤が整っていないなど、団体としての活動基盤の整備を支援します。
市民活動保険制度	市民自治組織 市民活動団体	・自治活動や市民活動中の事故に対する補償制度を充実させ、市民が安心して市民活動などに参加できるよう支援します。

#### ⑤地域担当職員制度の導入

市と市民との協働のまちづくりを推進するため、市職員による地域担当職員制度を導入します。

【表X】

支援メニュー	支援対象	支 援 内 容
地域担当職員制度	市民自治組織	<p>担当職員は、次のような役割を担います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治組織へ移行するにあたっての事務のサポートに関するここと。</li> <li>・地域と市関係部署・関係機関との連絡調整に関するここと。</li> <li>・中間自治組織や自治会の会議や活動に参加し、地域における課題や意見などの情報収集・把握に関するここと。</li> <li>・市が持っている、地域における様々な活動に必要な情報の提供に関するここと。</li> </ul>

## 支援メニュー一覧

【表X I】

支援メニュー	上部 自治組織	中間 自治組織	単位 自治組織	市民活動 団体	市民 (個人)
①活動拠点の整備・提供	—	○	○	○	—
②活動情報の提供	○	○	○	○	○
③人材の育成・確保	○	○	○	○	○
④助成制度の充実					
・一括交付金	—	○	○	—	—
・市民活動支援事業（提案型）	—	○	○	○	—
・〃（設立準備支援）	—	—	—	○	—
・市民活動保険制度	○	○	○	○	—
⑤地域担当職員制度の導入	—	○	○	—	—

## ∞ 資料編 ∞

### 一、付属資料 一

- ◇ 市民活動団体现状一覧
- ◇ 那珂市協働のまちづくり検討委員会設置要綱
- ◇ 那珂市協働のまちづくり検討委員会委員名簿
- ◇ 那珂市協働のまちづくり推進連絡会議設置要綱
- ◇ 那珂市協働のまちづくり推進連絡会議委員名簿
- ◇ 那珂市協働指針策定経過

市民活動団体現状一覧（平成21年7月1日現在）

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動（目的）	構成人数	担当課	分野
1 緊急通報システム協力員		秋山 勝弘	独り暮らし高齢者の見守り活動をしている。	545名	福祉課 (社協)	1
2 朗読サークル 「くさぶえ」		海野 茍子	幼、小等での読み聞かせを主体に活動し、音訳テープ作りや研修なども楽しく無理なく自分ができる範囲でお互いに協力し合い活動している。	17名	福祉課 (社協)	1
3 常陸鴻巣駅ふれあい駅舎友愛クラブ		吽野 誠	高齢者が元気に楽しく1日を過ごせるよう地域の人々が運営しているボランティアグループ：鴻巣地区のサロン経営している。	56名	福祉課 (社協)	1
4 施設ボランティア瓜連の会		嶋根 はるい	老人ホームの訪問、地域の高齢者とのふれあい、社協行事の協力や地域清掃等を行い、「無理をせず、出来るときに、出来ることを」をモットーに幅広く地域のために活動している。	63名	福祉課 (社協)	1
5 給食サークル 「パンプキン」		館 祝子	毎月第1・3水曜日に70歳以上独居・虚弱高齢者へのお弁当の調理、配達をしている。その他、移動研修、学習会、交流会なども行っている。	34名	福祉課 (社協)	1
6 那珂市ボランティア連絡協議会	会長	館 祝子	ボランティア活動を推進する団体及び会の趣旨に賛同するものの連絡調整を図り、情報の交換や研修などを通じて活動の活性化を図り、より充実したボランティア活動を展開させる。 ・研修、事業検討 ・広報作成 (事務局は社協)	275名	福祉課	1
7 切手・テレカボランティア 「ポピー」		長嶋 淑子	毎月第1・3水曜日、10時～12時ひだまりにて使用済み切手・テレフォンカードを整理・区分し、活動を通して生じた益金は社会福祉協議会に寄付し、地域の福祉の向上に反映できるよう活動している。	6名	福祉課 (社協)	1
8 朗読・萌		澤幡 安雄	毎月第1・3水曜日に講師を迎えて会員個々の朗読力の向上のための練習と話し合いをし、市内幼稚園や子育て支援センターで読み聞かせをしている。	14名	福祉課 (社協)	1
9 レザークラフト		薄井 洋子	地域活動支援センターで月1回、第1水曜日障害の方達とレザークラフト作品を作るお手伝いをしている。	3名	福祉課 (社協)	1
10 音訳サークル 「かたつむり」		笹島 毅	毎月第1・3木曜日、1時半～3時に、音訳の研修を行い、奇数月の広報おしらせ版の音訳テープ化を実施・配信している。 また希望に応じ、訪問音訳やその他音訳依頼にも応じている。	7名	福祉課 (社協)	1
11 在宅介護支援の会 「ひまわり」	代表者	軍司 八重子	高齢者と家族の介護援助や介護同士とボランティアの啓発を深め、認知症などを正しく理解し、地域住民一体となってお互いに問題解決への努力をし、住みやすい地域社会を作り上げる。 ・介護実習、研修会 ・リフレッシュ事業	51名	福祉課 (社協)	1
12 要約筆記サークル 「スマイル」		松尾 茂子	「要約筆記って何？」病気や事故、加齢により聞こえにくくなった方達に話している内容を書いて伝える方法です。 OHPや紙を使い、和やかに学習し、聴覚に障害のある方々との交流やコミュニケーションを図る活動をしている。	6名	福祉課 (社協)	1
13 手話学習サークル 「さくら」		村上 真智子	毎月第2・4月曜日、14時～16時、ひだまりで学習会聴覚障害者の講師をお迎えして楽しく学習、交流している。	11名	福祉課 (社協)	1
14 那珂市高齢者クラブ連合会 及び39単位クラブ	代表者	飯塚 猛	高齢者の「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」 ・健康活動 ・社会奉仕活動 ・レクリエーション活動 (事務局は社協)	2,035名	福祉課	1
15 那珂市手話の会 「かぼちゃ」		小泉 勇	那珂市身体障害者の会聴覚部会が主催する手話の会、毎月第1・3土曜日18時半～20時半、市中央公民館で、聴覚障害者に対する理解を深め、共に生きる仲間として楽しみながら活動している。 (将来的には手話通訳のできる人の要請をめざす)	15名	福祉課 (社協)	1
16 中高生ボランティアサークル 「can be」		岩淵 正輝	毎月第2土曜日、ひだまりにて定例会。学童保育、福祉施設、イベント等のお手伝い。活動日にはごみ拾いなどを実施している。	12名	福祉課 (社協)	1
17 手話サークル 「じゃかいも」		飛田 善人	第1～4木曜日、19時～21時、市中央公民館学習室で手話の学習会。 ろうあ者との交流、県や市の行事に参加協力している。 聴覚障害者と共に学び互いに尊重し合い楽しく活動中である。	23名	福祉課 (社協)	1
18 NPOたすけあいネット民の会		川崎 不二男	定年退職後、新たな活躍の場を探すシニア世代とホームヘルパー等の資格を取得した仲間が集まり、福祉コミュニティづくりを目指して設立されたNPO。高齢者や障害者を対象に外出支援を中心としたサービスを展開している。	57名	福祉課 (社協)	1

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動（目的）	構成人数	担当課	分野
19 サンライズ		岡 スミ	精神障害者デイケアのボランティア・精神障害者の方と一緒に活動している。	4名	福祉課（社協）	1
20 トトロ		金澤 史人	いきいきヘルパー第1期生で構成された団体。ヘルパー（3級）を生かしたボランティアを主に資質の向上のための研修等を行い、高齢者や障害者への支援活動をしている。	12名	福祉課（社協）	1
21 おもちゃ図書館ボランティア 「フォルテ」		川又 友美	心身の発達に不安を持つ子どもやその家族を支援する団体で、情報交換の場として安心して集える場所を提供している。 毎月第3・4木曜日10時～11時半おもちゃの貸出や季節の遊びや紙芝居・絵本に読み聞かせをしている。	26名	福祉課（社協）	1
22 那珂地区シルバーリハビリ 体操指導士会		宇留野 正子	介護予防とリハビリを目的とした「シルバーリハビリ体操」の指導と普及、推進を目的とし、行政・社協、高ク連と協働で高齢者の体力向上・維持を図るために指導士養成講習を受け県認定を受けたシルバーリハビリ体操指導士会の会である。	62名	福祉課（社協）	1
23 朗読の会 「あめんほ」		小河原 恵子	少人数ですが、朗読の練習（发声練習、群読の読み合わせ）を中心に、原則として第2・4月曜日、10時～12時、ひだまりで活動している。	10名	福祉課（社協）	1
24 NPOナルク水戸Dブロック （那珂・ひたちなか・東海）		野木 利三郎	「自立・奉仕・助け合い、そして生きがいを求めて」の実践を原点に、真心込めた活動を行っている。会員同士の助け合いのボランティア（時間預託）で成り立っている。	10名	福祉課（社協）	1
25 瓜連おはなしの会ルピナス		外山 ヒサ	バーバラ・クーニー作「ルピナスさん」にちなみ、子どもの心にお話を聞く喜びや絵本を読む楽しさの種まきをしていきたいと思の長い実践活動をしている。	14名	福祉課（社協）	1
26 ポイストレーニングなか		安藤 幸子	ボランティアをしている方の読み聞かせのレベルアップを主目的に活動している。また、小学校への読み聞かせや发声練習などを行っている。	10名	福祉課（社協）	1
27 たんぽぽ		鈴木 厚子	主に金曜日10時～12時に地域活動支援センターで、牛乳パックのツールづくりをお手伝いしている。	7名	福祉課（社協）	1
28 点訳サークル 「しづく」		萩野谷 昌恵	毎月第2・4金曜日、10時～12時に、那珂市身体障害者視覚部会の資料等の点訳や勉強会。市内小中学校での点訳学習の指導。	8名	福祉課（社協）	1
29 ふれあい電話相談		平山 敏子	ひとり暮らし高齢者の生活上の悩み事・心配事などに電話を通じて対応し、必要に応じて関係機関とつなぐ役割を果たしている。定期的に連絡することで安否確認・孤独不安解消に努める。（対応ボラは、カウンセリング講座修了生で構成）	12名	福祉課（社協）	1
30 根本正顕彰会	会長	会澤 義雄	偉大な政治家根本正の生き方と業績を県内外に発信する。 ・啓発活動と研究活動の実施 ・編さん委員会の開催 ・会報の発行	100名	生涯学習課	2
31 那珂市レクリエーション協会		木名瀬 貴久子	各種学習会や研修会、イベントの協力やレク指導の時など、ゲーム・歌・ダンスを通じて楽しいひととき、楽しい和づくりをお手伝いしている。	30名	福祉課（社協）	2
32 那珂市青年会	会長	小田内 勝也	青年活動をとおして会員各自の教養を高め、連帯意識を養う。 ・奉仕活動 ・青年会交流	22名	生涯学習課	2
33 常陸鴻巣駅ふれあい駅舎 ワーキング委員会	会長	吉野 四郎	指定管理者者として、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の管理運営を行うことを通して、地域コミュニティ活動の推進と地域住民の親睦を図る。 (主な事業) ・駅舎の管理運営 ・交流行事開催（しめ飾り作り、ふれあい祭り、ワーホイ祭りなど） ・広報誌の発行	92名	市民活動課	3
34 いきいき ときわ会		井坂 信夫	会員の親睦と老後の生活を健全で豊かなものにする目的で、ときわ台団地周辺における環境保全・防災・防犯及び青少年健全育成のみでなく、生きがいづくり・健康づくりに関わる活動も実施している。	20名	福祉課（社協）	3
35 下菅谷地区まちづくり協議会	会長	根本 誠一	各地域の総合的な居住環境の向上を図り、安全で住み良い街づくりを推進することを目的とする。 (主な事業等) ・街づくりに必要な調査、研究、学習 ・街づくりに必要な広報、啓発 ・街づくりの進め方について合意形成 ・街づくり計画案の策定 ・街づくり計画案の実現に向けた市との協議 (主な活動実績) ・地区計画の策定（都市計画決定） ・市道整備事業の着工 ・縁地、街路樹への植栽、自主管理	370名	市街地整備課	3
36 明るく住みよい那珂市民運動推進協議会	会長	小宅 近昭	郷土が美しく、健康であるために全市民が一体となって実践活動を展開し、郷土愛と健康な市民を育てることを目的とする。	8支部	中央公民館	3

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動（目的）	構成人数	担当課	分野
37 なかなか塾	塾長	加藤 広	市の自然や歴史に触れながら、市の魅力を再認識し、市民が等しく誇りにできる文化の創造を図り、地域発展の力を培い、明るく豊かなまちづくりに寄与する。 (主な事業) ・環境美化事業（県道路里親制度） ・教育支援事業（餅つき等で学校行事参加） ・啓蒙促進事業（NPO設立準備、視察研修）	29名	市民活動課	3
38 上菅谷駅前地区まちづくり協議会	会長	秋葉 明	各地域の総合的な居住環境の向上を図り、安全で住み良い街づくりを推進することを目的とする。 (主な事業等) ・街づくりに必要な調査、研究、学習 ・街づくりに必要な広報、啓発 ・街づくりの進め方について合意形成 ・街づくり計画案の策定 ・街づくり計画案の実現に向けた市との協議 (主な活動実績) ・地区計画の策定（都市計画決定） ・市道整備事業の着工 ・緑地、街路樹への植栽、自主管理	75名	市街地整備課	3
39 杉原地区まちづくり協議会	会長	藤 正文	各地域の総合的な居住環境の向上を図り、安全で住み良い街づくりを推進することを目的とする。 (主な事業等) ・街づくりに必要な調査、研究、学習 ・街づくりに必要な広報、啓発 ・街づくりの進め方について合意形成 ・街づくり計画案の策定 ・街づくり計画案の実現に向けた市との協議 (主な活動実績) ・地区計画の策定（都市計画決定） ・市道整備事業の着工 ・緑地、街路樹への植栽、自主管理	396名	市街地整備課	3
40 ネットワーカー連絡協議会	会長	白土 繁子	大好きいばらき県民会議の委嘱を受けた市内に居住する委員から組織され、県民会議の理念に基づき、環境美化や交通安全などの活動を展開する。 (主な事業) ・環境美化事業（額田駅、春日川清掃） ・交通安全週間啓発活動 ・県民会議、市各種事業への参加	33名	市民活動課	3
41 平野ボランティアの会		山田 俊夫	清掃活動などを通して、平野地区に「ひとのネットワーク」を確立して、互助の精神で住みよい団地づくりを目指している。	38名	福祉課 (社協)	3
42 芳野まちづくり協議会	会長 吉野 四郎		先祖から受け継いできた土地、自然環境、人間環境を適正に維持し、変革し、新たに創造していくことにより、より暮らしやすく、魅力ある環境の中で生活できるよう、後世に残せる地域社会を創造する。 (主な活動内容) ・まちづくりに関する学習・推進・啓蒙 (視察研修、ワンティ・チャレンジ、親子自然観察会等) ・まちづくり実施計画の検討、アプローチ ・地域活動施設の維持管理	80名	農政課	3
43 郷土芸能保存会 門部ひよっこ踊り保存会	会長	和地 新一	郷土に根ざした民俗伝統芸能を正調なもので保存し、且つ次世代に継承していく。 また、地域の活性化と郷土芸能の発展に寄与する。 (主な事業) ・定期練習（稽古） ・行事、フェスティバル等に参加（出演） ・施設等への慰問	14名	歴史民俗資料館	4
44 那珂市文化財愛護協会	会長	仲田 義一	市内の埋蔵文化財の調査・研究及び文化財行政に協力し、その保護育成に努め市民の文化財愛護思想の啓発を図る。 (主な事業) ・年12回の研修会（定例研修会、公開研修会、現地研修会） ・4部会による定例活動	82名	歴史民俗資料館	4
45 郷土芸能保存会 菅谷大助ばやし保存会	会長	飯塚 輝義	郷土に根ざした民俗伝統芸能を正調なもので保存し、且つ次世代に継承していく。 また、地域の活性化と郷土芸能の発展に寄与する。 (主な事業) ・定期練習（稽古） ・行事、フェスティバル等に参加（出演） ・施設等への慰問	66名	歴史民俗資料館	4
46 音楽サークル ドルチェ		福田 里子	音楽好きな集まりで、毎月第4金曜日、13時半～15時ごろまで地域活動支援センターで音楽（合唱・合奏の指導）ボランティアをしている。出前講座にも登録し、市内施設でも活動中である。	6名	福祉課 (社協)	4

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動（目的）	構成人数	担当課	分野
47 那珂市文化協会	会長	檜山 正義	市民の文化に対する認識と創造性の啓発により、文化の振興と文化の香り高いまちづくりに寄与する。 （主な事業） ・那珂市文化祭（作品展示、ステージ発表） ・文化体験事業（文化講演会、新春落語会） ・研修会（1年毎に日帰りと宿泊の研修を交互に実施）	1,269名	生涯学習課	4
48 郷土芸能保存会 劇団「たっつあい」	代表	小藪井 異	郷土に根ざした民俗伝統芸能を正調なもので保存し、且つ次世代に継承していく。 また、地域の活性化と郷土芸能の発展に寄与する。 （主な事業） ・定期練習（稽古） ・行事、フェスティバル等に参加（出演） ・施設等への慰问	10名	歴史民俗資料館	4
49 頼田城跡保存会	会長	原 公史	頼田城跡を定期的に整備、保存することにより地域の活性化に活用していく。 （主な事業） ・奉仕作業（月1回：主に第2土曜日） 草刈り、ゴミ回収、片付け 他 ・頼田小学校との交流 棚田での田植え、稻刈り 他	130名	歴史民俗資料館	4
50 那珂市体育協会	会長	清水 正亞	市民参加によるスポーツの振興及び健康体力の増進、競技力の向上を目的とし、加盟団体及びスポーツ少年団等の育成、組織の充実を図り体育振興の中核となり、健康で明るいまちづくりを推進する。 （主な事業） ・各種大会の開催 ・教室、講習会の開催 ・スポーツ少年団横手市交流	3,500名	スポーツ振興室	4
51 那珂市観光協会	会長 小宅 近昭		文民文化厚生の発展向上、産業の進展並びに観光事業の健全な発展を図るため、各種観光事業を展開している。	316名	商工観光課	4
52 夢AKARI事業実行委員会	会長 小塙 宏治		八重桜まつり、なかひまわりフェスティバル2007での灯籠によるライトアップ		商工観光課	4
53 森林整備ボランティア団体 いばらき森林クラブ	代表者 市野沢 伊司		手入れの行き届かない森林の整備、即ち地ごしらえ、植栽、下刈り、枝打ち、除・間伐等の森林整備活動に、炭焼き、直播栽培、木工、腐葉土づくり等の資源活用活動等が主な活動分野です。茨城県全域を活動領域とし、県内にバランスよく6ヶ所の固定フィールドを確保。森林整備活動に事業の基盤を置きながら関連する分野や地域との連携・啓蒙活動への展開を目指します。	180名	環境課	5
54 那珂市リサイクルセンター		大内 康子	毎週火曜、木曜、土曜日（第4土はフリーマーケット）を開催。 資源物（ビン、缶、新聞など）や古着などを回収し、資源の再利用を進める。自転車の修理・販売も行っている。	6名	福祉課 (社協)	5
55 水辺の会	会長 加藤 広		一の闘ため池等の水辺の環境を保全し、市民の憩いの場を提供するとともに、自然環境と水について考える場を提供する。 （主な事業） ・水辺周辺の環境をサポート ・ため池の水環境保全の啓蒙活動 ・沿道の環境美化（草花等の植栽）	10名	環境課	5
56 戸多小学校森林愛護隊		戸多小学校長 中島 康弘	県植物園などの公共施設をはじめ、学校周辺等における自然環境保全や美化活動、緑の募金活動等の奉仕活動を支援する。	83名	農政課	5
57 清水洞の上自然を守る会	会長 小藪井 博士		清水洞の上地区の自然環境の保全のため、除草、施設管理、観察会やイベント開催の実施	95名	商工観光課	5
58 古徳城跡を守る会	会長 佐藤 長三朗		古徳城跡を整備して、静峰公園等とつなぐ観光と森林の調和のとれた整備を図る。	24名	市民活動課	5
59 門部台自主防災会	会長 小田倉 孝一郎		住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。	43名	生活安全課	6
60 白河内自主防災会	会長 市毛 勇		住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。	53名	生活安全課	6
61 下大賀自主防災部	部長 飯田 土朗		住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。	43名	生活安全課	6
62 那珂市赤十字奉仕団		田口 邦靖	赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るい住みよい社会を築き上げていくために日常は地域に密着したボランティア活動をし、災害時等には防災ボランティアとして活動する。他小中学校での総合的学習の時間への指導・支援も行っている。	85名	福祉課 (社協)	6

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動(目的)	構成人数	担当課	分野
63 中里区自主防災会	会長	小坪 宏治	住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の災害による被害防止及び軽減を図る。	62名	生活安全課	6
64 平野1区自主防災会	会長	松川 明男	住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。	45名	生活安全課	6
65 平野3区自主防災会	会長	小野瀬 一則	住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。	28名	生活安全課	6
66 平野2区自主防災会	会長	谷島 貞男	住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。	30名	生活安全課	6
67 那珂市幼少年婦人防火委員会	会長	平野 保雄	幼少年クラブ員に対する防火思想の高揚と、婦人防火クラブに対して家庭における火災予防の普及徹底と防火思想の向上に努め、地域協力体制と連帯意識の一段の高揚を図ることを目的としている。 幼年少年クラブ員の火に対する怖さと大切さが徹底され、婦人防火クラブ員において各家庭及び地域に密着した防火防災に対する意識の高揚が図られる。 (主な事業) ・幼少年消防クラブ員の防火意識の高揚 (防火花火指導会、防火餅つき会等) ・婦人防火クラブ員の家庭における火災予防の普及徹底と防火思想の向上、地域協力体制と連帯意識の高揚 (火災予防広報、視察研修等) ・幼年、少年、婦人防火クラブの育成指導 〔 消防クラブ発会式 〔 婦人防火クラブ指導者研修会 ] )	1,072名	消防本部	6
68 飯田地域を守る会	副会長	青山 陽一	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	36名	生活安全課	7
69 飯田6区の地域を守る会	会長	仲田 正義	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	47名	生活安全課	7
70 飯田2区の地域を守る会	会長	山崎 幸雄	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	51名	生活安全課	7
71 下地区地域の安全を守る会	代表	秋野 一郎	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	55名	生活安全課	7
72 瓜連地区中区安全活動委員会	会長	萩野谷 俊一	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	37名	生活安全課	7
73 瓜連上地区子供を守る会	会長	和田 善一	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	80名	生活安全課	7
74 田崎防犯パトロール	代表	根本 かおり	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	56名	生活安全課	7
75 大内防犯パトロール	代表	秋山 不二夫	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	15名	生活安全課	7
76 鹿島地区あんしん・安全街づくり会	会長	山崎 行雄	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	87名	生活安全課	7
77 木崎防犯協力会	会長	和地 努	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	26名	生活安全課	7
78 鴻巣地区安心で安全なまちづくり会	会長	吉野 四郎	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	77名	生活安全課	7
79 田向区防犯パトロール隊	会長	井上 清	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	33名	生活安全課	7
80 野仲区防犯パトロール隊	代表	葦島 寿	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	97名	生活安全課	7
81 上宿区防犯パトロール隊	隊長	寺門 隆	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	45名	生活安全課	7
82 後台第三区防犯パトロール隊	代表	鈴木 重夫	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	56名	生活安全課	7
83 中宿区防犯パトロール隊	会長	廣瀬 真澄	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	80名	生活安全課	7

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動（目的）	構成人数	担当課	分野
84 古徳地区守る会	会長	佐藤 衛	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	127名	生活安全課	7
85 静地区地域づくり委員会地域を守る会	会長	金子 巍	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	164名	生活安全課	7
86 下江戸区防犯パトロール	代表	小貫 忠雄	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	36名	生活安全課	7
87 静・下大賀交通安全友の会		園部 昌俊	児童生徒が安全に登校できることを願う世代性別を超えた団体。 交通安全指導及び啓発活動、児童生徒の登校時の立哨活動などを行っている。	26名	福祉課（社協）	7
88 下大賀地区地域を守る会	部長	寺門 征也	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	100名	生活安全課	7
89 子供を守るパトロール隊（寄居）	隊長	木戸田 保	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	20名	生活安全課	7
90 かしま台安心安全パトロール隊	隊長	榎 幸	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	32名	生活安全課	7
91 仲之内区子どもを守る防犯パトロール隊	隊長	小林 浩	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	27名	生活安全課	7
92 ときわ台自治会防犯警備隊	会長	平原 傑次	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	19名	生活安全課	7
93 下菅谷地区環境・防犯推進協議会		根本 誠一	市の財産である道路・水路等の清掃や樹木や竹等の伐採や除草を行政と協働して行い、下菅谷地区周辺における環境保全・防災・防犯及び青少年健全育成等を図り、地域住民の安心・安全の確保を目指して活動している。	48名	福祉課（社協）	7
94 菅谷中宿区地域を守る会	代表	柏村 武	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	16名	生活安全課	7
95 那珂地区交通安全母の会連合会	会長	篠原 恵子	・交通安全教育の推進 ・交通安全活動の普及啓発	150名	生活安全課	7
96 菅谷東組地域を守る会	会長	薄井 昭	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	60名	生活安全課	7
97 杉地域・子供を守るパトロール隊	会長	大森 健一	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	36名	生活安全課	7
98 堤地区こどもを守るパトロール隊	会長	小藪井 畿	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	62名	生活安全課	7
99 立石地区防犯パトロール	代表	美山 哲男	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	33名	生活安全課	7
100 若宮地区防犯パトロール隊	代表	大武 文雄	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	54名	生活安全課	7
101 中谷原地区防犯パトロール	代表	水野 一男	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	42名	生活安全課	7
102 戸多宿区防犯パトロール隊	代表	寺山 美紀	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	21名	生活安全課	7
103 戸崎地区子供を守ろう会	代表	仲田 公子	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	58名	生活安全課	7
104 中里地域づくり委員会地域を「皆なで守る中里」	会長	小堀 宏治	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	100名	生活安全課	7
105 中台第一区防犯・学童安全パトロール隊	隊長	中山 祥二	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	35名	生活安全課	7
106 中台第二区防犯・学童安全パトロール隊	会長	鈴木 孝雄	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	36名	生活安全課	7
107 中台津田区防犯パトロール隊	隊長	鈴木 正徳	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	57名	生活安全課	7

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動（目的）	構成人数	担当課	分野
108 五台地区防犯安全パトロール隊連絡協議会	会長	後藤 勝丸	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	157名	生活安全課	7
109 西木倉学童安全パトロール隊	隊長	高橋 正夫	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	46名	生活安全課	7
110 頼田2区防犯パトロール隊	会長	原 公史	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	94名	生活安全課	7
111 頼田5区防犯パトロール隊	会長	安 正敏	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	23名	生活安全課	7
112 頼田6区防犯パトロール隊	会長	中嶋 直幸	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	61名	生活安全課	7
113 児童支援隊	隊長	田所 正巳	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	29名	生活安全課	7
114 頼田1区防犯パトロール隊	会長	椎名 敏昭	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	35名	生活安全課	7
115 頼田3区防犯パトロール隊	会長	袴塚 庄二	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	55名	生活安全課	7
116 頼田4区子ども見守り会	会長	白土 喜弘	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	33名	生活安全課	7
117 東木倉防犯パトロール隊	隊長	中川 忠雄	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	29名	生活安全課	7
118 平野地域安全ネットワーク	会長	谷島 貞男	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	150名	生活安全課	7
119 ワンサンパトロール隊	会長	谷島 貞男	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	50名	生活安全課	7
120 地域を守る会 (原福田区内)	会長	高橋 正義	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	80名	生活安全課	7
121 那珂市交通安全推進協議会	会長	小宅 近昭	交通安全の普及活動及び交通事故防止を積極的に推進し、市民生活の安全を確保する。 ・交通安全思想の高揚及び交通安全教育の推進 ・交通安全運動の推進 ・交通安全施設の整備 等	役員20名	生活安全課	7
122 北酒出地区防犯パトロール隊	会長	海野 靖仁	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	30名	生活安全課	7
123 酒出防犯クラブ	会長	片岡 武夫	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	110名	生活安全課	7
124 向山地区子どもを守るパトロール隊	会長	小澤 一夫	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	22名	生活安全課	7
125 本米崎地区子どもを守るパトロール隊	会長	稻川 良一	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	27名	生活安全課	7
126 豊喰区防犯パトロール隊	代表	山田 進	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	52名	生活安全課	7
127 横堀区子どもを守るパトロール隊	会長	中庭 純	・小中学校の通学路等におけるパトロール ・地域における防犯のためのパトロール ・地域における防犯の啓発普及活動	63名	生活安全課	7
128 那珂市国際交流協会	会長	小宅 近昭	産業、教育、文化、スポーツを通じて国際交流を推進し、国際親善と国際的感覚をもった人材の育成を図り、国際的視野に立った地域づくりに寄与する。 (主な事業) ・中学生ホームステイ交換交流事業 ・スポーツ団体の交流 ・文化団体の交流 ・国際理解支援事業 ・情報提供（機関誌発行・ホームページ作成） ・人材育成事業（日本語教師養成講座）	個人298名 団体32	市民活動課	9

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動（目的）	構成人数	担当課	分野
129 なか日本語くらぶ	会長	小泉 和美	外国人に日本語の指導や日常生活の支援を行うとともに、市民と交流する機会を提供し、国際理解の向上に寄与する。 (主な事業) ・日本語教室 ・文化紹介 ・料理教室 ・研修	27名	市民活動課	9
130 飛翔NAKA	会長	宇佐見 恵子	会員の資質の向上と会員相互の友好を図り、国際理解を深め、女性の地位向上と地域社会の進展に寄与する。 (主な事業) ・情報交換 ・研修会参加 ・バザー開催（社会福祉協議会へ寄付）	15名	市民活動課	10
131 戸多地区女性団体連絡協議会	会長	根本 由美子	戸多地区内における各種女性団体の連絡と公民館主催の各種学習及び市地区女性団体連絡協議会の連絡等を図る。	36名	市民活動課	10
132 見駿学楽瓜連の会	会長	山崎 常枝	自ら学び、広い視野を持ち、社会参加と地域活動を推進する。 (主な事業) ・体験学習 ・実践活動（グランドゴルフなど） ・ボランティア活動（駅前、体育館植込、除草） ・議員と語る会	29名	市民活動課	10
133 芳野地区女性団体連絡会	会長	大内 康子	年2回独居高齢者へのお弁当作りや寝たきりのお年寄りに手作りプレゼントを届けたり、ナザレ園清掃ボランティア（懇意奉仕活動）などをしている。	70名	市民活動課	10
134 那珂市地域女性団体連絡会	会長	筒井 かよ子	女性連絡の連携と行動で、女性の自立と社会参加を図り、明るい家庭、すみ良い地域社会づくりを推進する。 (主な事業) ・21世紀を展望した生涯学習の推進 ・地域を守る環境保全対策の推進 ・時代の問題解決を図る消費者運動の推進 ・たくましい茨城っ子を育てるための健全な家庭、地域社会づくりの推進 ・平和を願う草の根運動の推進	315名	市民活動課	10
135 五台地区女性団体連絡会	会長	菊池 文江	50年からの歴史のある地域奉仕の女性団体。五台地区における行事（敬老会・体育祭など）の参加協力、独居高齢者の配食等地域の高齢者の支援を中心に活動している。	165名	市民活動課	10
136 那珂市女性の翼連絡協議会	会長	小森 友子	会員の資質の向上と国際理解を深めるとともに、男女共同参画社会の進展に寄与する。 (主な事業) ・男女共同参画の推進 ・国際交流支援活動 ・ボランティア活動（一ノ関ため池清掃）	74名	市民活動課	10
137 女性ネットワークなか	会長	鶴志田 和枝	本市の男女共同参画社会を実現するために、市民に対する啓発活動を行うとともに、会員の資質向上と女性リーダーの育成を図り、女性活動の振興に資する。 (主な事業) ・男女共同参画推進事業（啓発事業） ・女性団体人材育成事業（講演会・視察研修） ・女性団体連絡推進事業（ネットワーク化、情報収集、提供）	2,326名	市民活動課	10
138 輪田地区女性団体連絡会	会長	大木 久美子	輪田地区に居住する成人女性をもって組織し、地域社会の向上を図る。	44名	市民活動課	10
139 新日本婦人の会那珂支部		岡田 悅子	平和で男女が真に平等な21世紀を築くため、今こそ女性が行動する時と考えます。一緒に手を取り合い活動に取り組んでいます。	19名	市民活動課	10
140 那珂市子ども会育成連合会	会長	秋葉 憲一	子ども会リーダー及び育成指導者の資質の向上を図り、もって子ども会の健全な発展に寄与する。 ・親子の集い ・球技大会 ・O.L大会への参加	子 2,619 名 育成者 2,110	生涯学習課	11
141 ポーイスカウト日本連盟茨城県連盟那珂第3団	団委員長	星 正次	団員の健全育成と団自己開発を目指し、団活動の展開を図る。 ・奉仕活動 ・野外訓練 ・市イベントの参加 ・リーダー研修会	名	生涯学習課	11
142 那珂市PTA連絡協議会	会長	赤津 和幸	小中学校PTAが相互に連携、協力を図り教育の振興に寄与する。 総会、県・中央地区協議会及び関係、団体等事業、講演会、協議会会議等	4,825名	生涯学習課	11
143 ガールスカウト茨城県第37団	団委員長	小宅 昭子	団員の健全育成と団自己開発を目指し、団活動の展開を図る。 ・奉仕活動 ・野外訓練 ・市イベントの参加 ・リーダー研修会	スカウト 24 名 成人会員 33	生涯学習課	11

団体名	役職名	代表者	団体の主な活動（目的）	構成人数	担当課	分野
144 青少年育成那珂市民会議	会長	片岡 三九男	<p>市民一体となって運動を展開し、次代を担う青少年の健全育成を図る。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成運動の総合企画及び調整</li> <li>・青少年育成のための市民意識の高揚</li> <li>・青少年のための各種事業の実施</li> </ul> <p>「青少年の主張」発表大会並びに表彰式典、「親が変われば、子どもも変わる運動」那珂市推進大会、「家庭の日、国画作文」発表会並びに表彰式、「善行青少年」表彰式典</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく住みよい那珂市民運動推進協議会との連携</li> <li>・その他事業啓発のための研修会への参加と啓発活動(広報紙(年2回)の発行)</li> </ul>	市内 全世界	生涯学習課	11
145 那珂市幼稚園PTA連絡協議会	会長	小林 慶子	<p>幼稚園PTAの連絡協調を図り、幼稚園教育の振興発展に寄与する。</p> <p>総会、講演会、協議会会議、視察研修、レクリエーション等</p>	403名	生涯学習課	11
146 観光ボランティア那珂	会長	井澤 庄治	那珂市内を訪れる観光客への観光案内の実施	8名	商工観光課	14
147 那珂市食生活改善推進員連絡協議会	会長	海野 恭子	<p>目的： 「私達の健康は私達の手で作ろう」を合言葉に、健康の基本である食生活の改善と向上のため、食育の普及啓発や実践活動に取り組み、地域への正しい食生活習慣普及を目的に、ボランティア活動を行っている。</p> <p>活動： 市民に対しての生活習慣病予防食講習会や健康教室等の開催及び「子どもの望ましい食習慣づくり」などの食育実践普及活動を通して、市の保健福祉事業にも積極的に協力している。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防教室、健康教室</li> <li>・市乳児健康相談時の離乳食指導、保育所おやつ作り教室、幼稚園弁当作り講習会、小学校家庭教育学級講話</li> <li>・ふれあい食事会、男性の料理講座</li> <li>・健康運動教室、ワイヤーウォーキング</li> </ul>	134名	・生活安全課 ・健康推進課	16
148 スワン暮らしの会	会長	佐藤 米子	<p>会員相互の連携を図り、資質の向上に努めるとともに、消費者行政に関する情報と意見の交換及び消費者行政推進上の問題調査、研究を行うことにより、当市の消費者行政推進に寄与する。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみシンポジウム</li> <li>・リサイクル運動</li> <li>・水系の水質調査</li> <li>・古い傘を利用してのエコパック作製、古タイヤを使ってのプランター作りを実施</li> </ul>	16名	生活安全課	16
149 那珂市生活学校	委員長	古屋 紀栄子	<p>安心できる家庭生活のため衣食住に関する諸問題に取り組み、解決していく術を学んでいる。 もったいない運動やマイバック運動にも進んで取り組み活動している。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県生活学校連絡会と連携した活動を強化する</li> <li>・中央地区(水戸市を中心とした6市町村)の行事等に積極的に参加協力する</li> <li>・那珂市の行事に参加する(ひまわりフェスティバル、女性ネットワークなか、リサイクルセンター奉仕、菅谷地区敬老会及び運動会、大好きいばらき子育てフォーラム等への協力)</li> </ul>	18名	生活安全課	16
合計				23,857名		

#### 分野の分類

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5	環境の保全を図る活動
6	災害救援活動
7	地域安全活動
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9	国際協力の活動
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11	子どもの健全育成を図る活動
12	情報化社会の発展を図る活動
13	科学技術の振興を図る活動
14	経済活動の活性化を図る活動
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16	消費者の保護を図る活動
17	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 那珂市協働のまちづくり検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市民と行政との協働のまちづくりを推進するにあたり、市の取り組み方針や、市民と行政の役割分担のあり方などを検討するため、那珂市協働のまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査及び検討を行うものとする。

- (1) 市民と行政との協働のまちづくりを推進するための市の取り組み方針に関すること。
- (2) 市民と行政との役割分担に関すること。
- (3) まちづくり活動への支援制度に関すること。
- (4) その他市民と行政との協働のまちづくりの推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は18人以内の者をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 市民活動団体の代表
  - (3) 市職員
  - (4) その他市長が特に必要と認める者
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

### (専門部会)

第7条 委員会に専門的事項を処理するため、専門部会を設置するものとする。

- 2 設置する専門部会は、委員長が別に定める。
- 3 専門部会に、部会長を置く。

- 4 部会長は、互選により選出する。
- 5 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- (失効)
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

那珂市協働のまちづくり検討委員会委員名簿

部会名	役職	氏 名	所 属	役職等
憲章・条例部会	部会長	船 橋 利 秋	市 長 公 室	市 長 公 室 長
		小 蘭 井 昇	市 区 長 会	副 会 長
		萩野 谷 裕 文	夢 AKARI 実 行 委 員 会	委 員
		白 土 繁 子	ネ ッ ツ ワ 一 カ 一 連 絡 協 議 会	会 長
		小 原 建 治 郎	公 募	
		宮 本 悅 子	公 募	
支援制度部会	部会長	谷 島 貞 男	市 区 長 会	副 会 長
		高 野 倉 喜 夫	神 崎 分 館	派 遣 主 事
		館 祝 子	ボ ラン テ ィ ア 連 絡 協 議 会	会 長
		ト 部 一 弘	な か な か 塾	副 塾 長
		斎 藤 ゆ う 子	交 通 安 全 母 の 会 女性ネットワークなか	会 幹 長 事
		寺 門 康 一	教 育 委 員 会	教 育 次 長 (平成 20 年度)
		市 村 陽 一	教 育 委 員 会	教 育 次 長 (平成 21 年度)
自治組織部会	部会長	小 貫 忠 雄	市 区 長 会	会 長
	委員長	井 上 繁	常 磐 大 学	学 部 長
		山 田 正 巳	社 会 福 祉 協 議 会	事 務 局 次 長
		勝 山 栄	市 民 生 活 部	部 長
		櫻 庭 紀 久 子	公 募	
	副委員長	小 泉 隆 義	木 崎 分 館	分 館 長

## 那珂市協働のまちづくり推進連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 市民と行政との協働のまちづくりを推進するにあたり、庁内における調査研究及び連絡調整を行うため、那珂市協働のまちづくり推進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 市民と行政との協働のまちづくりを推進するための調査研究に関すること。
- (2) その他市民と行政との協働のまちづくりの推進に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、次の職にある者をもって組織する。

企画課長、総務課長、財政課長、市民活動課長、環境課長、生活安全課長、福祉課長、こども課長、健康推進課長、農政課長、商工観光課長、道路河川整備課長、都市計画課長、市街地整備課長、生涯学習課長、消防本部総務課長

### (会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の開催)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

那珂市協働のまちづくり推進連絡会議委員名簿

NO	役職	課室名	役職	氏 名	期間
1	委員長	市民活動課	次長兼課長	木村利文	
2	副委員長	生涯学習課	課長	中井川和	平成20年度
3	副委員長	生涯学習課	課長	平山俊夫	平成21年度
4	企画課	政策監兼次長兼課長	大森常市		
5	総務課	次長兼課長	沢畠寿一		
6	財政課	課長	宮本俊美		
7	環境課	課長	城宝信保		
8	生活安全課	危機管理監兼課長	秋山悦男		平成20年度
9	生活安全課	危機管理監兼課長	磯崎芳信		平成21年度
10	福祉課	次長兼課長	志保石和之		
11	こども課	課長	内山克三		
12	健康推進課	課長	鹿志村貢		平成20年度
13	健康推進課	課長	萩野谷康男		平成21年度
14	農政課	次長兼課長	武田國嗣		
15	商工観光課	課長	佐藤守		平成20年度
16	商工観光課	課長	檜山英夫		平成21年度
17	道路河川整備課	次長兼課長	小林正博		
18	都市計画課	課長	山田行雄		
19	市街地整備課	課長	檜山英夫		平成20年度
20	市街地整備課	課長	佐藤隆一郎		平成21年度
21	消防本部・総務課	次長兼課長	平野保雄		平成20年度
22	消防本部・総務課	次長兼課長	三沢久晴		平成21年度

## 那珂市協働のまちづくり指針策定経過

### 協働のまちづくり検討委員会

日付	会議名	協議内容
H20.7.1	第1回協働のまちづくり検討委員会	委嘱状交付、委員長等選出、設置要綱、専門部会の設置
H20.8.1	第2回協働のまちづくり検討委員会（推進連絡会議と合同）	基調講演、市民活動団体の現状、市民活動への支援制度の現状、所属専門部会の決定
H20.8.29	第1回協働のまちづくり検討委員会支援制度部会	地域（区）に対する支援制度の現状、他市町村の支援制度の現状
H20.9.3	第1回協働のまちづくり検討委員会憲章・条例部会	憲章と条例の違い、憲章の見直し方針、条例制定の基本的な考え方
H20.9.5	第1回協働のまちづくり検討委員会自治組織部会	自治組織の必要性、市の区長制度の概要、他市町村の自治組織の事例、今後の検討課題
H20.10.3	第2回協働のまちづくり検討委員会支援制度部会	区、分館、市民活動団体が抱えている課題
H20.10.8	第2回協働のまちづくり検討委員会憲章・条例部会	市民憲章（案）、協働のまちづくり推進基本条例（案）
H20.10.15	第2回協働のまちづくり検討委員会自治組織部会	市民と行政の役割分担、自治組織の範囲
H20.11.12	第3回協働のまちづくり検討委員会	各部会の経過報告、市民憲章（案）
H20.12.19	第3回協働のまちづくり検討委員会支援制度部会	課題等を踏まえた支援策、提案型補助金（案）、市民活動支援センター（仮称）の設置（案）
H20.12.19	第3回協働のまちづくり検討委員会憲章・条例部会	市民憲章（案）、協働のまちづくり推進基本条例（案）
H20.12.24	第3回協働のまちづくり検討委員会自治組織部会	自治組織の基本的な考え方
H21.1.23	第4回協働のまちづくり検討委員会憲章・条例部会	協働のまちづくり推進基本条例（案）

H21.1.26	第4回協働のまちづくり検討委員会支援制度部会	協働のまちづくりを支援するための基本的な考え方（市民活動団体）
H21.2.6	第4回協働のまちづくり検討委員会自治組織部会	自治組織の基本的な考え方、自治組織制度移行についての基本的な考え方
H21.2.17	第4回協働のまちづくり検討委員会	各部会の経過報告、市民憲章（案）
H21.4.21	第5回協働のまちづくり検討委員会支援制度部会	協働のまちづくりを支援するための基本的な考え方（自治組織）
H21.4.22	第5回協働のまちづくり検討委員会自治組織部会	自治会・校区まちづくり委員会モデル会則
H21.4.23	第5回協働のまちづくり検討委員会憲章・条例部会	市民憲章（案）、協働のまちづくり推進基本条例（案）
H21.5.20	第6回協働のまちづくり検討委員会自治組織部会	自治会・校区まちづくり委員会モデル会則
H21.5.29	第6回協働のまちづくり検討委員会支援制度部会	協働のまちづくりを支援するための基本的な考え方（自治組織）
H21.6.24	第5回協働のまちづくり検討委員会	各部会の経過報告、市民憲章（案）決定
H21.7.30	第6回協働のまちづくり検討委員会	那珂市協働指針（案）
H21.8.25	第7回協働のまちづくり検討委員会	那珂市協働指針（案）
H21.9.30	第8回協働のまちづくり検討委員会	那珂市協働指針（案）
H21.10.7	第9回協働のまちづくり検討委員会	那珂市協働まちづくり指針（案）

## 協働のまちづくり推進連絡会議

日付	会議名	協議内容
H20.5.29	第 1 回協働のまちづくり推進連絡会議	会長等選出、市民活動の定義、まちづくり出前講座実施要領（案）、市民活動団体及び市民活動への支援策現況調査、まちづくり出前講座実施メニュー調査
H20.7.23	第 2 回協働のまちづくり推進連絡会議	まちづくり出前講座実施メニュー、市民活動団体の現況、市民活動団体への支援策の現況
H20.8.1	第 3 回協働のまちづくり推進連絡会議（検討委員会と合同）	基調講演
H20.10.2	第 4 回協働のまちづくり推進連絡会議	正副区長の充て職状況調査結果、事業の実施主体（協働の範囲）調査結果、協働のまちづくり推進基本条例（案）
H21.1.15	第 5 回協働のまちづくり推進連絡会議	検討スケジュール、協働のまちづくり推進基本条例（案）、自治組織の基本的な考え方、支援の基本的な考え方
H21.3.4	第 6 回協働のまちづくり推進連絡会議	検討委員会のこれまでの検討結果、協働のまちづくりに関する各課調整項目
H21.4.16	第 7 回協働のまちづくり推進連絡会議	役員の選出、協働のまちづくり推進基本条例（案）、自治会・校区まちづくり委員会モデル会則、協働のまちづくりを支援するための基本的な考え方（自治組織）
H21.6.22	第 8 回協働のまちづくり推進連絡会議	協働のまちづくり推進基本条例（案）、自治会・校区まちづくり委員会モデル会則、協働のまちづくりを支援するための基本的な考え方
H21.8.20	第 9 回協働のまちづくり推進連絡会議	那珂市協働指針（案）
H21.9.25	第 10 回協働のまちづくり推進連絡会議	那珂市協働指針（案）

## その他

日付	項目	内 容
H20.4.21	序議	協働のまちづくり検討委員会及び協働のまちづくり推進連絡会議の設置
H20.6	行政報告	協働のまちづくりの取り組みについて
H20.6.2	序議	まちづくり出前講座実施要領
H20.6.2	部長会議	市民活動団体調査（依頼）
H20.9	行政報告	協働のまちづくりの取り組みについて、まちづくり出前講座について

H21.3.10	全員協議会	協働のまちづくりの取り組みについて (中間報告)
H21.7.6	部長会議	協働のまちづくりの取り組みについて (中間報告)
H21.7.16	パブリックコメント 実施	那珂市民憲章（案）に対する意見募集（～ H21.8.14）
H21.7.18	協働のまちづくり推 進フォーラム開催	基調講演「今なぜ協働か」、パネルディス カッション
H21.7.29	産業生活常任委員会	協働のまちづくりの取り組みについて (中間報告)
H21.8.17	庁議	市民憲章（案）について
H21.8.25	区長会からの提言	市の協働のまちづくりの取り組みに対す る提言
H21.9.1	全員協議会	協働のまちづくりの取り組みについて (中間報告)、市民憲章の制定について
H21.9.2	定例会	市民憲章可決
H21.9.15	区長会への回答	市の協働のまちづくりの取り組みに対す る提言に対する回答
H21.10.19	庁議	那珂市協働のまちづくり指針（案）につ いて 那珂市協働のまちづくり推進基本条例 (案)について
H21.10.20	パブリックコメント 実施	那珂市協働のまちづくり指針（案）につ いて 那珂市協働のまちづくり推進基本条例 (案)について に対する意見募集（～H21.11.18）
H21.10.20 ～10.28	地区説明会（8 地区）	那珂市協働のまちづくり指針（案）につ いて 那珂市協働のまちづくり推進基本条例 (案)について
H21.11.13	産業生活常任委員会	那珂市協働のまちづくり指針（案）につ いて 那珂市協働のまちづくり推進基本条例 (案)について
H21.11.17	全員協議会	那珂市協働のまちづくり指針（案）につ いて 那珂市協働のまちづくり推進基本条例 (案)について